

## 減免の対象となる世帯の要件

次の要件1又は要件2のいずれかに該当する世帯

〔要件1〕感染症により、世帯の主たる生計維持者（以下、「世帯主等」という。）が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

〔要件2〕感染症の影響により、世帯主等の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下、「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の（ア）から（ウ）の全てに該当する世帯

（ア）世帯主等の令和2年の事業収入等の見込額のいずれかが、令和元年の当該事業収入等の額から10分の3以上減少（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は、収入の減少額から除きます。）

（イ）世帯主等の令和元年の所得金額等の合計額が1,000万円以下

（ウ）世帯主等の（ア）の事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下

## 減免額の計算方法

- ・〔要件1〕に該当する世帯 下記Aの全額
- ・〔要件2〕に該当する世帯 下記の $A \times B / C \times d$ で算出した額

A 減免前国民健康保険税額の計

B 上記（ア）に該当する事業収入等の令和元年の所得金額の合計額

C 世帯主等及び世帯に属する被保険者全員の令和元年の所得金額等の合計額の計

d 右表「減免割合」欄の該当する減免割合

世帯主等の令和元年の所得金額等の合計額（イ）	減免割合 d
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※世帯主等の事業等の廃止や失業の場合には、減免割合dを10分の10とします

※非自発的失業に係る国民健康保険税の軽減を受ける場合、給与収入の減少による要件2の減免は行いません。ただし、給与収入以外の事業収入等が要件2に該当する場合、上記の算式のうちCについて非自発的失業に係る軽減を適用した後の所得金額等の合計額を用いて減免額を算出します。

## 計算例

- ・要件に該当するかの確認

令和元年

夫 50歳（世帯主等）	妻 49歳	長男 17歳	= 世帯の所得 の合計（C） 475万円
営業収入 500万円	給与収入 90万円	収入 0円	
所得（B） 450万円	所得 25万円	所得 0円	

令和2年（見込み）

夫 51歳（世帯主等）
営業収入 300万円
所得 200万円

保険での補填金額 20万円

- ・世帯主等の令和2年の営業収入が令和元年の営業収入と比較して36%減少する見込み 【 $(500万円 - 300万円 - 20万円) / 500万円$ 】
- ・世帯主等の令和元年の合計所得額が450万円
- ・世帯主等の令和元年の営業所得以外の所得額が0円

➡要件2に該当

- ・減免額の計算方法

年税額（A）が577,000円の場合

$$\frac{(A)}{577,000円} \times \frac{(B)}{4,500,000円} \div \frac{(C)}{4,750,000円} \times \frac{(d)}{6/10} = \frac{\text{減免額}}{327,978円}$$

※実際の減免額と異なる場合があります。

※国民健康保険被保険者の資格異動や、所得の変更があった場合減免額を再計算します。